

## 成績評価 修了・卒業認定

### ○東京都立看護専門学校学則

#### (教育課程)

第6条 学校の科目及び単位数は、別表のとおりとする。

#### (単位の計算方法)

第6条の2 別表に定める各科目の単位数は、一単位の科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもつて一単位とする。
- 二 臨地実習については、30時間から45時間までの範囲の授業をもつて1単位とする。

#### (修了の認定)

第11条 校長は、別表に定める科目を履修し、その試験又はそれに準ずるもの(以下「試験等」という。)に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し、所定の単位を与える。

- 2 講義及び演習については、授業時間数の三分の一以上を欠席した者は、当該科目について前項に規定する試験等を受けることができない。ただし、校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。
- 3 臨地実習については、実習時間数の四分の一以上を欠席した者は、当該科目の修了を認定されない。ただし、校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。

#### (卒業)

第13条 校長は、別表に定める全科目の単位を修得した者に対して卒業の認定を行い、卒業証書(別記第四号様式)を授与する。

- 2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士(医療専門課程)と称することができる。

別表（第6条、第6条の2、第11条、第11条の2、第13条関係）（令4規則2・全改）

分野	領域	授業科目	単位	時間数	
基礎分野	人間の理解	心理学	1	30	
		教育学	1	30	
		論理学	1	30	
		哲学	1	30	
	人間と健康	心の健康	1	15	
		運動と健康	1	15	
	人間と生活	社会学	1	30	
		家族論	1	15	
		文化人類学	1	15	
		物理学	1	15	
		情報科学	1	30	
		コミュニケーション論	1	15	
		英会話	1	30	
	パフォーマンス論	1	15		
基礎分野 小計			14	315	
専門基礎分野	人間の理解	形態機能学Ⅰ	身体の構造と機能の基礎	1	30
		形態機能学Ⅱ	脳神経系・内分泌系の構造と機能・生体の防御機構	1	30
		形態機能学Ⅲ	動く・息をする・話す聞く見る・お風呂に入る・眠る	1	30
		形態機能学Ⅳ	食べる・トイレに行く・性の仕組み	1	30
		形態機能学Ⅴ	日常生活行動と生理的機能	1	30
	人間と健康	生化学	1	30	
		疾病の発生と病理的变化	1	30	
		感染症と微生物	1	30	
		疾病と治療Ⅰ	疾病の診断過程と検査、回復を促進する治療	1	30
		疾病と治療Ⅱ	呼吸器・循環器・腎泌尿器の疾病と治療	1	30
		疾病と治療Ⅲ	運動器・内分泌代謝・血液リンパ器の疾病と治療	1	30
		疾病と治療Ⅳ	脳神経・消化器の疾病と治療	1	30
		疾病と治療Ⅴ	自己免疫・精神・小児特有の疾病と治療	1	30
		疾病と治療Ⅵ	感覚器・女性生殖器・周産期の異常時の疾病と治療	1	30
		薬理学	1	30	
		食事療法とリハビリテーション	1	30	
		これからの医療	1	15	
		公衆衛生	1	15	
		人間と生活	社会保障と社会福祉	1	30
	医療と倫理		1	15	
	医療と法律		1	15	
	医療と経済		1	15	
専門基礎分野 小計			22	585	
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30	
		看護理論	1	15	
		ヘルスアセスメント論	1	30	
		生活援助論Ⅰ	1	30	
		生活援助論Ⅱ	1	30	
		生活援助論Ⅲ	1	30	
		人間関係成立の技術	1	30	
		看護倫理	1	15	
		診療の補助技術	1	30	
		クオリティ看護論Ⅰ	1	30	
		クオリティ看護論Ⅱ	1	30	
		クオリティ看護論Ⅲ	1	30	

分野	領域	授業科目	単位	時間数
基礎分野	地域・在宅看護論	地域・在宅で暮らす人々の理解	1	15
		地域・在宅看護概論	1	15
		地域・在宅でのその人らしい暮らしを支える看護	1	30
		在宅看護技術	1	30
		ケアマネジメント	1	15
	成人看護学	在宅看護の展開	1	15
		成人看護学概論	1	30
		生命の危機状況にある人の生きているを支える看護	1	30
		手術を受ける人の生きていくを支える看護	1	30
		病とともに暮らすを支える看護	1	30
	老年看護学	生活機能障害のある人の暮らしを支える看護	1	30
		その人らしく生きるを支える看護	1	30
		老年看護学概論	1	30
		高齢者の生活機能を整える看護	1	30
高齢者の生きるを支える看護		1	30	
小児看護学	認知機能が低下した高齢者の暮らしを支える看護	1	15	
	子供の成長発達と看護	1	30	
	子供のヘルスプロモーションを支える看護	1	30	
	子供の健康状態に応じた看護	1	30	
	子供の成長発達を支える看護	1	15	
母性看護学	母性看護学概論	1	30	
	妊婦・産婦の生命の育みを支える看護	1	30	
	妊婦・新生児の生命の育みを支える看護	1	30	
	生命の育みを支える看護の展開	1	15	
	精神看護学概論	1	30	
精神看護学	精神に障害がある人を支える看護の基本	1	30	
	精神の障害とともに生きるを支える看護	1	30	
	精神の障害とともに地域で暮らすを支える看護	1	15	
	看護マネジメントとキャリア論Ⅰ	1	15	
	看護マネジメントとキャリア論Ⅱ	1	15	
看護の統合と実践	医療安全と看護Ⅰ	1	15	
	医療安全と看護Ⅱ	1	15	
	災害看護・国際看護	1	30	
	臨床看護の実践	1	30	
	地域特性と看護	1	15	
専門分野	臨地実習	看護の基礎実習Ⅰ	1	30
		看護の基礎実習Ⅱ	3	90
		その人らしさを考える看護実習	2	90
		地域での暮らしを支える看護実習	2	90
		その人らしさを支える看護実習Ⅰ	2	90
		その人らしさを支える看護実習Ⅱ	2	90
		その人らしさを支える看護実習Ⅲ	2	90
		その人らしさを支える看護実習Ⅳ	2	90
		成長発達を支える看護実習	2	90
		生命の育みを支える看護実習	2	90
看護の統合実習	3	90		
専門分野 小計			70	2,115
総合計			106	3,015

(注) 校長は、本表に掲げる科目のほか必要とする課外授業を行うことができる。

○東京都立看護専門学校修了認定に等に関する規程準則

(試験等)

第3条 修了認定条項に規定する試験等は、筆記、レポート、口述、実技、その他の方法で実施する。ただし、臨地実習については、実習評価表に基づき評価する。

2 試験の日程は、原則として試験日の2週間前までに発表する。ただし、追試験の場合は、この限りでない。

(合格基準等)

第4条 試験等は、原則として、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 合格者の成績の評価は、S、A、B、Cの4段階とし、試験等の成績の90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をCとする。

3 点数評価しない試験は、修了又は未修了とする。